

プレスリリース

令和2年10月14日

農作業死亡事故防止の更なる徹底について

県では農作業安全について、春と秋に「農作業安全運動重点推進期間」を設定するなど事故防止に向けた啓発活動を行っております。

令和2年9月12日から9月28日までに3件の農作業死亡事故が発生したため、9月29日に「農作業死亡事故多発警報」を発令しましたが、発令期間中に2件の農作業死亡事故が発生していることから、農作業死亡事故防止の更なる徹底を周知するため、ホームページにて安全啓発チラシを掲載しましたことのお知らせします。

記

ホームページアドレス

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021c/nousagyou-anzenkeihatsu.html>

問い合わせ先 農林水産部農業担い手課 主幹 佐藤 周

直通024-521-7343 内線3175

農作業事故防止を徹底しよう！

令和2年10月14日

農作業機械を使用した作業の事故が多発しています。
秋作業の時期で日没も早くなりましたので、農業機械の操作には十分注意を払ってください。

～農作業の5つの注意～



①周囲の確認をしっかりしましょう！

傾斜のあるほ場への進入路やほ場の法面など、事故発生の恐れのある箇所はあらかじめ確認し、慎重な作業が重要です。

③シートベルトは必ず締めましょう！ (安全フレーム等が装備されている場合)

安全フレームが付いていても、シートベルトを締めず転落し、投げ出されてトラクターの下敷きになる事故が発生しています。

⑤機械点検・清掃時はエンジンをとめましょう！

エンジンをかけたまま作業部に近づくと、作業部に腕や足、洋服を巻き込まれる危険があります。必ずエンジンを停止して、作業してください。

②収納式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう！

トラクターの死亡事故では安全フレームを収納したまま転落し、トラクターの下敷きになる事故が発生しています。

④作業時以外は左右独立ブレーキを連結しましょう！

道路走行中、誤って片ブレーキになり、道路からの転落事故の原因になる危険があります。

福島県農作業安全推進本部

(福島県、福島県警察本部、福島県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部、全国共済農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業共済組合、福島県農業機械商業協同組合、一般社団法人福島県農業会議、福島県担い手育成総合支援協議会)

